

# お知らせ

給与所得のある皆さんへ～ご協力をお願いします

## 個人住民税の特別徴収

給与所得のある方の個人住民税は、事業所(給与の支払者)を通じて、毎月の給与から引き落としを行う「特別徴収」によるのが原則となっています。

平成29年度から都内の市区町村では特別徴収を徹底していきます。

ご理解ご協力をお願いします。

### 【複数の事業所から給与を受給している方】

2か所以上の事業所から給与の支払いを受けている方は、そのうち1か所の事業所ですべての税額の特別徴収が行われることになります。

特別徴収を行う事業所について希望がある方は、3月15日までに「市民税・都民税申告書」で特別徴収を行う事業所を申し出てください。

### 【給与(年金)の他に所得がある方】

給与所得・公的年金等に係る所得の他に所得のある方(65歳未満の方

は、給与所得の他に所得のある方は、原則として他の所得に係る税額についても、給与所得に係る税額と併せて一つの事業所で特別徴収を行うことになります。

他の所得に係る税額について、個人で納付する「普通徴収」を希望する方は、「所得税の確定申告書」または「市民税・都民税申告書」でその旨を申し出てください。 ※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

☎市民税課☎724・2114

## 住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。

※工事完了日から3か月以内に申告して下さい。

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

### 【耐震改修】

☑1982年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるよう改修工事(工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

☑固定資産税額の2分の1を減額(1戸当たり床面積120㎡相当分を上限)

減額期間 2016年1月～12月に工事が完了した場合=翌年度1年度分(ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは

翌年度から2年度分) ※市から補助金が出ている耐震工事を行っていても、「簡易耐震工事」の場合は改修工事に必要な要件・基準を満たさないため、軽減措置の対象外です。

### 【バリアフリー改修】

☑新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事(補助金等を除く工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

☑固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり床面積100㎡相当分を上限)

減額期間 改修工事完了の翌年度1年度分

### 【省エネ改修】

☑2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(窓の断熱改修工事必須・補助金等を除く工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

☑固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり床面積120㎡相当分を上限)

減額期間 改修工事完了の翌年度1年度分

※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額は、各々の申告により同時に適用されますが、耐震改修を行った住宅に係る減額制度と同時に適用されません。

☎資産税課☎724・2118

## ご利用下さい コンビニ交付サービス

全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機から、住民票の写しや印鑑登録証明書等が取得できます。

サービスを利用するには、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカード(個人番号カード)が必要です。また、既に自動交付サービス利用登録済みの住民基本台帳カードをお持ちの方は引き続き利用できます。

利用可能店舗 セブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート

取得できる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、市・都民税課税・

非課税証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書

## 2月19日(日) 各駅前連絡所は臨時休所します

システムメンテナンスのため、2月19日(日)は、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所を臨時休所します。なお、2月11日(祝)は、各駅前連絡所は祝日のため休所します。

皆様のご理解ご協力をお願いします。

☎市民課☎724・2123(コンビニ交付・駅前連絡所臨時休所について)、☎860・6195(個人番号カードについて)



# 臨時福祉給付金(経済対策分)

## 2月14日から申請書を順次郵送します

申請受付期間  
2月14日(火)  
～8月14日(月)

☎福祉総務課臨時給付金係☎724・4431

町田市役所臨時福祉給付金専用コールセンター

0570・020・092

携帯電話の方 ☎042・710・8510

オー! 給付 ※フリーダイヤルではありません。

### 【受付時間】

3月31日(金)まで=午前8時30分～午後6時(無休)  
4月3日(月)から=午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝休日を除く)

消費税率の引き上げ(5%→8%)による負担の影響を緩和するための「臨時福祉給付金」について、社会全体の所得の底上げを目的とした経済対策として、平成29年4月～平成31年9月の2年6か月分を一括支給します。

2月14日から対象と思われる方へ申請書を順次郵送しますので、お手元に届いたらお早めに申請して下さい。

## 支給要件

### ●支給対象者

平成28年1月1日時点で町田市に住民票があり、平成28年度の市民税が課税されていない方。

ただし、次の方は対象外です。

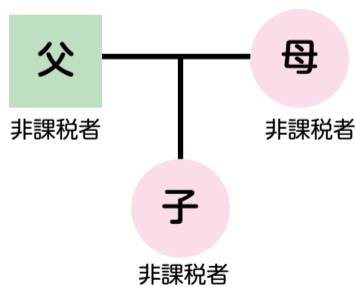
- ・市民税が課税されている方の扶養親族等
- ・生活保護等の受給者

※平成28年度の市民税は平成27年分(平成27年1月1日～12月31日)の所得から計算されます。

●支給額 対象者1人につき1万5000円(1回限り)

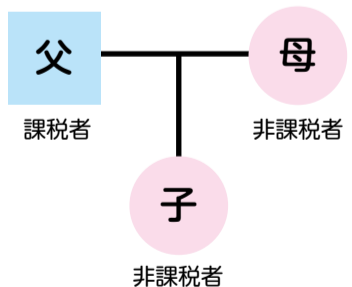
## 支給・不支給の具体的なイメージ

### 全員支給される場合



世帯全員が非課税者の場合は、全員に支給されます。

### 全員に支給されない場合



扶養者が課税者の場合は、全員支給されません。

上表の凡例 □ = 扶養している人 ○ = 扶養されている人

## 窓口での申請

～混雑が予想されるため、郵送での申請にご協力下さい。

### 【受付窓口設置期間・場所・時間】

2月14日(火)～24日(金)→市庁舎2階会議室2-1(午前8時30分～午後4時)

2月27日(月)～7月14日(金)→市庁舎7階会議室(午前8時30分～午後5時)

※土・日曜日、祝休日を除きます/各市民センター・各駅前連絡所等では受け付けていません/その場で支給は行いません。